

女子差別撤廃委員会「日本の第7回及び第8回合同定期報告に関する最終見解」 における指摘事項への対応状況一覧

パラ	最終見解の内容	各府省における取組状況
49 (a)	あらゆる形態の夫婦財産の分与を規律し、離婚を考えている配偶者が遵守することができる明確に定義された手続を有する包括的な法律を制定すること	○ 協議上の離婚の場合の財産分与については民法第768条に規定されており、裁判上の離婚の場合の財産分与にも、同条第771条により同法第768条が準用されている。同条は、対象となる財産の形態について何らの制限をしていない。また、同条第2項は、当事者間に協議が整わない場合には、当事者は、家庭裁判所に対して協議に代わる処分を請求することができることと規定しており、手続についても明確に定められている。
49 (b)	離婚を考えている女性が配偶者の経済状態に関する開示を要求し、これを取得できるようにするための情報へのアクセスを保証すること	○ 一般に、家事調停又は家事審判を申し立てた場合には、調査の囑託等(家事事件手続法第258条第1項、第62条)を利用して、銀行等に対し、関係人の預金等に関して必要な報告を求めることができるものとされている。
49 (c)	子どもの親権と養育権を規律する法律を見直して、当事者が離婚の合意に至った場合の司法審査手続を規定し、養育費の支払を通じて経済的ニーズを含む子どもの福祉の保証を確保すること	○ 養育費の履行を確保するため、法制審議会民事執行法部会における検討を踏まえ、第三者から債務者財産に関する情報を取得する制度を新設するなど民事執行法制の見直しを速やかに行う。
35 (a)	構造的不平等や職務分離を撤廃するとともに、同一価値労働同一賃金の原則を実施することによって性別賃金格差を縮小するため、2015年の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」、労働基準法及びその他関連法に基づく取組を強化すること	○ 雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等を内容とする働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が成立したことを踏まえ、周知に取り組むとともに省令・指針等の作成を進める。 ○ 女性活躍推進法に基づく国、都道府県、市町村の行動計画や、女性の活躍状況に関する情報公表等を一覧化して掲載した「女性活躍推進法『見える化』サイト」(2016年9月開設)の掲載項目等を充実させることにより「見える化」を促進し、国、地方公共団体の取組の推進を図っている。 ○ 女性活躍推進法に基づく指導等によりその履行確保を図るとともに、女性の活躍推進に関する状況等が優良な企業に対しては、女性の活躍を推進している企業として「えるぼし」認定を行っている。また、企業の取組を推進するため、必要な助言及び情報提供を積極的に行っている。 ○ 男女労働者間の格差について企業内での実態把握や取組の必要性の「気づき」を促す「男女間賃金格差解消に向けた労使の取組支援のためのガイドライン」(2010年8月厚生労働省公表)の普及・啓発により、企業の自主的な取組を支援している。
33 (a)	進路に関する相談活動を強化し、女子が伝統的に進出してこなかった専攻(STEM)を目指すよう奨励するとともに、女子が高等教育を修了する重要性について教員の意識啓発を行うこと	○ 理工系女性の人材育成を支援するため、産官学からなる支援体制づくりを進めるとともに、理工系分野に関する情報提供やロールモデルの提示等、強化している。 ○ 女子中高生への理系分野への興味・関心を高め、適切に理系進路を選択することが可能となるよう、産学官が連携して多様なロールモデルを提示するとともに、出前授業やシンポジウム等を行っている。